

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 9月29日

【会社名】 サイジニア株式会社

【英訳名】 Scigineer Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 吉井 伸一郎

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町一丁目22番 5号

【電話番号】 050-5840-3147

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 石塚 雅一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町一丁目22番 5号

【電話番号】 050-5840-3147

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 石塚 雅一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、2022年9月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年9月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金1,084,883,636円を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金 1,084,883,636円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,084,883,636円

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更するものです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>1 変更後定款第18条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、吉井伸一郎、山崎徳之、宮村忠良及び北城恪太郎の4名を選任するものです。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、吉澤伸幸、浅海直樹及び柳瀬典由を選任するものです。

第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、監査法人アヴァンティアを選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	47,574	30	0	(注)1	可決 99.93
第2号議案 定款一部変更の件	47,582	22	0	(注)2	可決 99.95
第3号議案 取締役4名選任の件					
吉井 伸一郎	47,561	43	0		可決 99.90
山崎 徳之	47,563	41	0	(注)2	可決 99.91
宮村 忠良	47,454	150	0		可決 99.68
北城 恪太郎	47,559	45	0		可決 99.90%
第4号議案 監査役3名選任の件					
吉澤 伸幸	47,558	46	0		可決 99.90
浅海 直樹	47,558	46	0	(注)3	可決 99.90%
柳瀬 典由	47,560	44	0		可決 99.90
第5号議案 会計監査人選任の件	47,515	89	0	(注)1	可決 99.81

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。